

関係各位

旭川大学情報ビジネス専門学校  
校長 開田 仁司

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応方針

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全都道府県を対象区域として緊急事態宣言が発出され、北海道は、特に重点的に感染拡大防止の取組が求められるとして「特別警戒都道府県」に位置付けられました。しかし、感染状況については依然として終息の目途が立っておらず、とりわけ北海道においては感染者が増え続け、ここで警戒が緩むと「第2波」が増々拡大する恐れもあります。

このような状況を鑑み、本学においては、学生・教職員の安全確保と学校内外への感染被害抑止を最優先に、対応方針を以下のとおり定めました。

なお、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、それに応じて対応方針も更新します。

### 1. 授業等について

- (1) 校内への出入→5月31日(日)まで感染予防対策期間とし、学生の校内への立ち入りを原則禁止とします。奨学金等の諸手続きについては事前連絡し、学校の了承を得ることで許可します。
- (2) 授業について→授業については5月31日(日)まで行いませんが、メールを通じて課題を提出していただく場合があります。

※授業等の実施については、感染抑止を徹底してください。

(手洗いの励行、マスク着用、アルコール消毒液の設置、定期的な換気、手で触れる共有部分の消毒、十分な距離の確保、学生及び教職員個々による健康状態の把握等)

### 2. 学生について

- (1) 風邪や発熱などの症状が現れた場合は、授業や仕事は休み、外出は控え自宅で療養してください。
- (2) 風邪のような症状(倦怠感や息苦しさ含む)が続いている場合は、旭川市保健所(TEL0166-26-2397)または帰国者・接触者相談センター(TEL0166-25-9848)に相談、指示を受けるとともに、学生、教職員は学校へ連絡してください。
- (3) 感染者は治癒するまで、濃厚接触者については14日間の登校停止となります。また、発熱者や感染が疑われる者、経過観察期間にある者についても、登校自粛となります。これらの者については欠席扱いになりますが、前期においては原則として救済措置を講じます。
- (4) 学園関係者が感染した場合、直ちに全ての授業を休講とする。また、緊急対策本部を設置し、今後の対応について検討します。
- (5) 他都道府県や、札幌圏への不要不急の移動(旅行等)については、当面の間、原則禁止とします。

## ～お願い～

### 【在学生の皆さんへ】

5月31日(日)まで感染予防対策期間とし、学生の校内への立ち入りは禁止となりました。ただし、奨学金等の諸手続きについては事前連絡し、学校の了承を得ることで許可します。

### 【在学生・教職員の皆さんへ】

各種イベントの参加など三密(密閉空間・密集場所・密接場面)は避け、不要不急の外出はしないようにお願いします。

新型コロナウイルスの主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等です。体調に不安がある場合は、登校せず、近隣の医療機関を受診し指示に従ってください。その際は必ず、本校までご連絡ください。

### 【来学される学外の皆さんへ】

発熱等の風邪の症状や倦怠感や息苦しさがある方は、来学をお控えください。また、来学される場合には、「手洗い」「消毒用アルコールによる手指消毒」「咳エチケット」等の感染症対策へのご協力をお願いいたします。